

議案第38号

西海市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

西海市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令和7年9月5日 提出

西海市長 瀬川 光之

西海市条例第 号

西海市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

西海市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年西海市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第11条第2項中「3歳に満たない子」を「小学校就学の始期に達するまでの子」に改め、同条第4項中「第2項中「3歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、」を「並びに第2項」に改める。

第21条第1項中「その他規則で定める者」の次に「（第24条の3第1項において「配偶者等」という。）」を加える。

第24条の次に次の3条を加える。

（妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等）

第24条の2 任命権者は、西海市職員の育児休業等に関する条例（平成17年西海市条例第35号）第23条の措置を講ずるに当たっては、同条の規定による申

出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

（１）申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

（２）出生児両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置

（３）西海市職員の育児休業等に関する条例第22条の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

（１）対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

（２）育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置

（３）対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員等に対する意向確認等）

第24条の3 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」

という。)その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求等に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

- 2 任命権者は、職員に対して、当該職員が 40歳に達した日の属する年度(4月1日から翌年の3月31日までをいう。)において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第24条の4 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
- (3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。

新旧対照表

西海市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

新	旧
西海市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例 平成17年4月1日 西海市条例第34号 第1条～第10条 (略) (育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限) 第11条 (略) 2 任命権者は、<u>小学校就学の始期に達するまでの子</u>のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第10条に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）をさせてはならない。 3 (略) 4 前3項の規定は、第21条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時まで	西海市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例 平成17年4月1日 西海市条例第34号 第1条～第10条 (略) (育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限) 第11条 (略) 2 任命権者は、<u>3歳に満たない子</u>のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第10条に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）をさせてはならない。 3 (略) 4 前3項の規定は、第21条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時まで

新	旧
の間をいう。以下この項において同じ。)において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、<u>並びに第2項及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは、「第21条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下「要介護者」という。）のある職員（ただし、規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、第2項中「当該請求をした業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。</u> 5 （略） 第12条～第20条 （略） （介護休暇） 第21条 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。））、父母、子、配偶者の父母<u>その他規則で定める者（第24条の3第1項において「配偶者等」という。）</u>で負傷、疾病又は老齢により	の間をいう。以下この項において同じ。)において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、<u>第2項中「3歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは、「第21条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下「要介護者」という。）のある職員（ただし、規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、第2項中「当該請求をした業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。</u> 5 （略） 第12条～第20条 （略） （介護休暇） 第21条 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。））、父母、子、配偶者の父母<u>その他規則で定める者</u>で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障が

新	旧
規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。)の介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を越えない範囲内で指定する期間(以下「指定期間」という。)内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。 2及び3 (略) 第21条の2～第23条 (略) (委任) 第24条 (略) <u>(妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等)</u> <u>第24条の2 任命権者は、西海市職員の育児休業等に関する条例(平成17年西海市条例第35号)第23条の措置を講ずるに当たっては、同条の規定による申出をした職員(以下この項において「申出職員」という。)に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。</u> <u>(1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置(次号において「出生時両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるための措置</u> <u>(2) 出生児両立支援制度等の請求、申告又は申出(以下「請求等」という。)に係る申出職員の意向を確認するための措置</u>	あるものをいう。以下同じ。)の介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を越えない範囲内で指定する期間(以下「指定期間」という。)内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。 2及び3 (略) 第21条の2～第23条 (略) (委任) 第24条 (略)

新	旧
<u>(3) 西海市職員の育児休業等に関する条例第22条の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置</u> <u>2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。</u> <u>(1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置</u> <u>(2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置</u> <u>(3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置</u> <u>3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。</u>	

新	旧
<u>(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員等に対する意向確認等)</u> 第24条の3 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置(以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるとともに、<u>介護両立支援制度等の請求等</u>に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。 2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度(4月1日から翌年の3月31日までをいう。)において、前項に規定する事項を知らせなければならない。 <u>(勤務環境の整備に関する措置)</u> 第24条の4 任命権者は、<u>介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われる</u>ようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。 (1) <u>職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施</u> (2) <u>介護両立支援制度等に関する相談体制の整備</u> (3) <u>その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置</u> 第25条 (略)	第25条 (略)

附 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。